

# 実地検査指導事項票 指定（介護予防）訪問看護（運営管理）

検査日：令和 年（ ） 月 日（ ） 法人名称：

事業所名称：

検査員所属： 八王子市 福祉部 指導監査課 介護・高齢担当

検査員氏名：

【注意事項】

- この指導事項票は、事業所等が遵守すべき主な項目を記載しており、検査員が検査当日に遵守されていないと認めた指導事項について、事業所等の方と、相互にその内容を確認するためのものです。
- 下表の指導事項欄にチェックした項目が、遵守されていないと認めた指導事項です。
- 後日通知する「検査結果」により、文書で改善を指示しなかった事項が、口頭での指導事項に該当します。この口頭での指導事項についても改善を図ってください。
- 今後の精査・確認等により、後日、この指導事項票を差し替えることがあります。

指導事項	検査項目	確認欄	備考
I 人員に関する基準			
	1 看護職員（保健師、看護師又は准看護師）の員数		
	(1) 員数は適正か。		
	①指定訪問看護ステーション…常勤換算方法で、2.5以上か。		
	②指定訪問看護を担当する医療機関…実情に応じた適当数か。		
	(2) 資格を有しているか。		
	(3) (1) ①の看護職員のうち、1人は、常勤の者であるか。		
	2 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数（指定訪問看護ステーションのみ）		
	実情に応じた適当数か。		
	3 管理者（指定訪問看護ステーションのみ）		
	(1) 常勤の者であるか。		
	(2) 他の職務との兼務は適切か。		
	(3) 保健師又は看護師か。（指定訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者か。）		
	その他の指導内容等		
II 運営に関する基準			
	1 運営規程		
	(1) 必要な項目は規定されているか。		
	(2) 規程の内容は適切か。		
	2 勤務体制の確保等		
	(1) 月ごとの勤務表を作成しているか。		
	看護師等について、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。		
	(2) 雇用契約等を締結しているか。		
	(3) 資質向上のための研修等の機会を確保しているか。		
	(4) セクハラ及びパワハラを防止するため、方針の明確化等（周知・啓発、相談）の必要な措置を講じているか		

指導事項	検 査 項 目	確 認 欄	備 考
	3 業務改善計画の策定等 ※令和6年4月1日より適用		
	(1) 感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画（業務継続計画）の策定及び必要な措置を講じているか。		
	(2) 看護師等に対して計画を周知しているか。		
	(3) 業務継続計画に係る研修について。		
	① 定期的（年1回以上）に実施しているか。		
	② 新規採用時に実施しているか。（努力義務）		
	③ 研修の内容を記録しているか。		
	(4) 業務継続計画に係る訓練について。		
	① 定期的（年1回以上）に実施しているか。		
	② 訓練の内容を記録しているか。		
	(5) 計画の見直しを行っているか。		
	4 衛生管理等 ※（2）～（4）は令和6年4月1日より適用		
	(1) 看護師等の日々の感染罹患状況や健康状態を確認しているか。		
	(2) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を6か月に1回開催するとともに、その結果について、従業者に周知しているか。		
	(3) 感染症予防及びまん延防止のための指針を整備しているか。		
	(4) 看護師等に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施し、内容を記録しているか。		
	5 内容及び手続の説明及び同意		
	(1) 重要事項説明書の記載内容は適正か。		
	(2) 運営規程との相違はないか。		
	6 利用料等の受領		
	(1) 利用者から利用料の支払を適正に受けているか。		
	(2) 領収書について		
	① 領収書を交付しているか。※介護給付にかかる費用と、その他の費用を区分しているか。		
	② 医療費控除額を記載しているか。		
	(3) 通常の事業実施地域外の交通費の支払について、あらかじめ利用者に説明し、同意を得ているか。		
	7 緊急時等の対応		
	(1) 緊急時対応マニュアル等が整備されているか。		
	(2) 緊急事態が発生した場合、速やかに主治の医師に連絡しているか。		
	8 広告		
	広告は虚偽又は誇大となっていないか。		
	9 秘密保持等		
	従業者であった者が、利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。		
	10 苦情処理		
	(1) 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等を文書により説明するとともに、事業所に掲示等しているか。		
	(2) 苦情の内容等を記録し、保管しているか。		
	(3) 苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行っているか。		

指導事項	検 査 項 目	確 認 欄	備 考
	1 1 事故発生時の対応		
	(1) 事故が発生した場合の対応方法を定めているか。		
	(2) 事故が発生した場合は、区市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行っているか。		
	(3) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。		
	(4) 賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。		
	(5) 再発防止のための取り組みを行っているか。		
	1 2 虐待の防止 ※(1)、(2)及び(4)は令和6年4月1日より適用		
	(1) 虐待の発生の防止・再発防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、看護師等に周知しているか。		
	(2) 虐待発生・再発防止のための指針を整備しているか。		
	(3) 虐待防止の研修を実施しているか		
	① 定期的(年1回以上)に実施しているか。		
	② 新規採用時に必ず実施しているか。		
	③ 研修の内容を記録しているか。		
	(4) 上記の措置を適切に実施するための担当者を設置しているか。		
	その他の指導内容等		
Ⅲ 介護給付費の算定及び取扱い			
	1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合		
	(1) 緊急時訪問看護加算の届け出をしているか。		
	(2) 准看護師が指定訪問看護を行った場合は、単位を98/100に算定しているか。		
	(3) 要介護5である者に対し、1月につき800単位を加算しているか。		
	2 事業所と同一敷地内建物等に居住する利用者に対する取扱い		
	(1) 同一敷地内建物等の居住利用者は、単位を90/100に算定しているか。※(3)を除く		
	(2) 同一建物に20人以上/日(月平均)居住する建物の利用者は、単位を90/100に算定しているか。		
	(3) 同一敷地内建物等に50人以上/日(月平均)居住する建物の利用者は、単位を85/100に算定しているか。		
	3 看護・介護職員連携強化加算		
	(1) 緊急時訪問看護加算の届け出をしているか。		
	(2) 訪問介護事業所の訪問介護員等に対し、たんの吸引等の特定行為を円滑に行うための支援(助言、同行、確認、会議出席)を行っているか。		
	(3) 同行訪問、会議出席の内容を訪問看護記録書に記録しているか。		
	4 看護体制強化加算(Ⅰ)、(Ⅱ)		
	(1) 前6月間に、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の割合が50%以上か。		
	(2) 前6月間に、特別管理加算を算定した利用者の割合が20%以上か。		
	(3) 前12月間に、ターミナルケア加算を算定した利用者が5名(Ⅱは1名)以上いるか。		
	(4) 指定訪問看護ステーションの訪問看護の提供に当たる従業者の総数のうち、看護職員の占める割合が60%以上であるか。※令和5年4月1日から適用		

指導事項	検 査 項 目	確 認 欄	備 考
	5 サービス提供体制強化加算（Ⅰ）、（Ⅱ）		
	（１）全看護師等ごとに研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定しているか。		
	（２）利用者に関する情報若しくは留意事項の伝達又は看護師等の技術指導を目的とした会議を定期的に（おおむね1月に1回以上）開催し、全看護師が参加しているか。会議の内容（利用者のADL、意欲、主訴、要望、家族環境等）を記録しているか。		
	（３）全ての看護師等に対し、健康診断等を定期的に（年1回以上）実施しているか。		
	（４）看護師等の総数のうち		
	Ⅰ 勤続7年以上の者の割合が30%以上か。		
	Ⅱ 勤続3年以上の者の割合が30%以上か。		
	その他の指導内容等		

※ 「介護給付費の算定及び取扱い」において、後日送付する実地検査結果通知の指摘事項となったものは、介護報酬の返還となる場合があります。この場合、返還の対象は、実地検査当日に市が確認した事例に限らず、全ての該当者を自主点検した結果のものとなります。

# 実地検査指導事項票 指定（介護予防）訪問看護（サービス）

検査日：令和 年（ ） 月 日（ ） 法人名称：

事業所名称：

検査員所属： 八王子市 福祉部 指導監査課 介護・高齢担当

検査員氏名：

## 【注意事項】

- この指導事項票は、事業所等が遵守すべき主な項目を記載しており、検査員が検査当日に遵守されていないと認めた指導事項について、事業所等の方と、相互にその内容を確認するためのものです。
- 下表の指導事項欄にチェックした項目が、遵守されていないと認めた指導事項です。
- 後日通知する「検査結果」により、文書で改善を指示しなかった事項が、口頭での指導事項に該当します。この口頭での指導事項についても改善を図ってください。
- 今後の精査・確認等により、後日、この指導事項票を差し替えることがあります。

指導事項	検査項目	確認欄	備考
I 運営に関する基準			
	1 内容及び手続の説明及び同意		
	サービス提供の開始前に、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、文書により同意を得ているか。		
	2 秘密保持等		
	個人情報を用いる場合の同意を、あらかじめ文書により得ているか。		
	1 利用者 2 家族代表		
	3 受給資格等の確認		
	被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期限を確認しているか。		
	4 心身の状況等の把握		
	サービス担当者会議等に参加し、利用者の心身の状況把握に努めているか。		
	5 居宅介護支援事業者等との連携		
	サービス担当者会議を通じて介護支援専門員や他のサービス事業者と連携しているか。		
	6 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供		
	訪問看護事業者は、居宅サービス計画に沿ったサービスを提供しているか。		

指導事項	検 査 項 目	確 認 欄	備 考
	7 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成		
	(1) 居宅サービス計画に基づいて、訪問看護計画書を看護師等（准看護師を除く）が作成しているか。		
	(2) 訪問看護計画書に、利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえた、療養上の目標、サービスの具体的内容等が記載されているか。（介護予防は、サービスの提供を行う期間も記載されているか。）		
	・主治の医師による指示を文書で受けているか。		
	・訪問看護計画書を主治の医師に提出しているか。		
	(3) 訪問看護計画書の作成に当たっては、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得て、当該訪問看護計画書を利用者に交付しているか。		
	(4) 実施状況や評価についても説明を行っているか。		
	(5) 看護師等は、訪問日、提供した看護内容、サービス提供結果等を記載した訪問看護報告書を作成し、主治の医師に定期的に提出しているか。		
	(6) サービス提供結果及び評価等に基づき、新たな訪問看護計画が立てられているか。		
	※指定訪問看護を担当する医療機関である場合は、主治の医師の文書による並びに訪問看護計画書及び訪問看護報告書の提出は、診療録その他の診療する記録への記載をもって代えることができることに留意。		
	8 サービスの提供の記録		
	(1) 記録書Ⅰに、訪問看護の依頼目的、初回訪問年月日、主たる傷病名、現病歴、既往歴、療養状況、介護状況、生活歴、主治医等の情報、家族等の緊急時の連絡先、担当の介護支援専門員名、指定居宅介護支援事業所の連絡先、その他関係機関との連絡事項等を記録しているか。		
	(2) 記録書Ⅱに、指定訪問看護を提供した際には、訪問年月日、病状、バイタルサイン、実施した看護・リハビリテーションの内容等必要な事項を記録しているか。		
Ⅱ 介護給付費の算定及び取扱い			
	1 訪問看護費の算定		
	(1) 20分未満の訪問看護費の算定は、要件を満たしているか。		
	(2) おおむね2時間未満の間隔で訪問看護を行う場合は、それぞれの所要時間を合算しているか。		
	(3) 理学療法士等による訪問看護は、1回あたり20分以上実施し、1人の利用者につき週6回を限度として算定しているか。		
	また、1日に2回を超えて行う場合は、1回につき90/100に相当する単位数を算定しているか。		
	(4) 准看護師が訪問看護を行った場合は、所定単位数の90/100に相当する単位数を算定しているか。		

指導事項	検 査 項 目	確 認 欄	備 考
	2 早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算（早朝・夜間25%、深夜50%） 早朝 6：00～8：00 夜間 18：00～22：00 深夜 22：00～6：00		
	3 複数名訪問加算（Ⅰ）・（Ⅱ） （Ⅰ）同時に複数の看護師等により訪問看護を行っているか。 （Ⅱ）看護師等が看護補助者と同時に指定訪問看護を行っているか。 利用者又はその家族等の同意を得ているか。 下記のいずれかに該当しているか。 ①：身体的理由 ②：暴力行為等 ③：①又は②に準ずる		
	4 長時間（1時間30分以上）訪問看護加算 特別管理加算の算定者であるか。（厚労告第94号の第六号）		
	5 緊急時訪問看護加算 ①訪問看護ステーション ②訪問看護を担当する医療機関 （1）利用者の同意を得ているか。 （2）利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時（24時間）対応できる体制にあるか。 （3）計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行った場合、適正な所定単位数（所要時間、准看90/100、1月内2回目以降の早朝・夜間、深夜）を算定しているか。		
	6 特別管理加算（Ⅰ）・（Ⅱ） 特別な管理を必要とする利用者か。（厚労告第94号の第七号） （Ⅰ）厚労告第94号の第六号イに規定する状態にある者 （Ⅱ）厚労告第94号の第六号ロ、ハ、ニ又はホに規定する状態にある者		
	7 ターミナルケア加算 （1）24時間連絡できる・指定訪問看護を行うことができる体制か。 （2）主治医と連携し、利用者・家族等に対して説明を行い、同意を得ているか。 （3）利用者の身体状況の変化等必要な事項が適切に記録されているか。 （4）在宅で死亡した利用者に対して、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にある者（厚労告第94号の第八号）については1日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）に算定しているか。		

指導事項	検 査 項 目	確 認 欄	備 考
	8 主治の医師の特別な指示があった場合の取扱い		
	(1) 指定訪問看護ステーションの場合 主治の医師が、利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別指示書を交付した場合は、交付の日から14日間を限度として医療保険の給付対象となるものであり、(介護保険の)訪問看護費として算定してはいないか。		
	(2) 病院又は診療所の場合 主治の医師が、利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、指示の日から14日間を限度として医療保険の給付対象となるものであり、(介護保険の)訪問看護費として算定してはいないか。		
	(3) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合 主治の医師が、利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別指示書を交付した場合(指示を行った場合)は、交付(指示)の日から14日間を限度として医療保険の給付対象となるものであり、(介護保険の)訪問看護費から当該指示の日数に応じて、1日につき97単位を所定単位数から減算しているか。		
	9 初回加算		
	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、初回若しくは初回の指定訪問看護を行った日の属する月に指定訪問看護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算しているか。		
	10 退院時共同指導加算		
	(1) 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の主治医その他の従業者と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に、退院又は退所後に初回の指定訪問看護を行っている場合に加算しているか。		
	(2) 初回加算を算定する場合は、退院時共同指導加算を算定していないか。		
	その他の指導内容等		

※ 「介護給付費の算定及び取扱い」において、後日送付する実地検査結果通知の指摘事項となったものは、介護報酬の返還となる場合があります。この場合、返還の対象は、実地検査当日に市が確認した事例に限らず、全ての該当者を自主点検した結果のものとなります。